（戦略室及び国際交渉室並びに輸出先国規制対策専門官、海域モニタリング専門官及び交渉官）

第二十五条　輸出先国規制対策課に、戦略室及び国際交渉室並びに輸出先国規制対策専門官四人、交渉官七人及び海域モニタリング専門官一人を置く。

2　戦略室は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十四条第一項の規定による実行計画の作成並びに同条第二項第一号に規定する輸出促進措置の進捗及び実施の状況の取りまとめ並びにその結果に関する評価に資する関係行政機関の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。

3　戦略室に、室長を置く。

4　国際交渉室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）との交渉に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

5　国際交渉室に、室長を置く。

6　輸出先国規制対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち輸出先国における輸入の規制に対する対策に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（和食室及び外食産業室並びに食文化専門官）

第二十五条　食文化・市場開拓課に、和食室及び外食産業室並びに食文化専門官一人を置く。

2　和食室は、伝統的な食文化の保護及び継承の推進に関する事務をつかさどる。

3　和食室に、室長を置く。

4　外食産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の合理化に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

5　外食産業室に、室長を置く。

6　食文化専門官は、食文化の振興に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　交渉官は、命を受けて、国際交渉室の所掌事務に関する特定事項についての外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　海域モニタリング専門官は、命を受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定による適合区域の確認に関する事務のうち海域に関するもの（以下この項において「海域モニタリング」という。）の実施及び海域モニタリングの実施に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（食文化室並びに海外展開専門官、輸出戦略調査官及び食文化専門官）

第二十六条　海外市場開拓・食文化課に、食文化室並びに海外展開専門官、輸出戦略調査官及び食文化専門官それぞれ一人を置く。

2　食文化室は、食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

3　食文化室に、室長を置く。

（削る）

4・5　（略）

6　食文化専門官は、食文化の振興に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（削る）

（新設）

（新設）

（海外輸入規制対策室並びに輸出産地調整官、海外展開専門官、輸出戦略調査官、海外輸入規制対策専門官及び訴訟専門官）

第二十六条　輸出促進課に、海外輸入規制対策室並びに輸出産地調整官三人、海外展開専門官一人、輸出戦略調査官一人、海外輸入規制対策専門官五人及び訴訟専門官一人を置く。

2　海外輸入規制対策室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　海外輸入規制対策室に、室長を置く。

4　輸出産地調整官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち当該物資の産地との調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

5・6　（略）

7　海外輸入規制対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　訴訟専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に係る訴訟に関する事務を行う。